

2011年12月26日

株式会社 サンクチュアリ  
代表取締役 伊藤 孝之 様

適格消費者団体  
特定非営利活動法人 消費者支援機構関西  
理事長 榎 彰徳  
【連絡先（事務局）】担当：西島  
〒540-0033 大阪市中央区石町一丁目1番1号  
天満橋千代田ビル  
TEL. 06-6945-0729  
FAX. 06-6945-0730  
E-mail : info@kc-s.or.jp  
HP: <http://www.kc-s.or.jp>



### 質問書

先般は、当団体の申入れ及び再お問い合わせに対し、ご回答いただきましたことに対してお礼申し上げます。

貴社よりいただいたご回答の検討を行った結果、いくつか質問すべき事項がありますので、下記の質問項目についてご回答いただきますようお願いいたします。

つきましては、本質問に対する貴社のご回答を、2012年1月31日までに書面にて当団体事務局まで送付頂きますようお願いいたします。貴社の誠実、真摯な対応を期待します。

なお、既に貴社にご連絡いたしておりますとおり、申入れ以降は公開の方式で行わせていただいております。したがって、本質問書の内容、及びそれに対する貴社のご回答の有無とその内容等、本質問書を含む全ての経緯・内容を当団体ホームページ等で公表いたしますので、その旨ご承知おきください。

※詳しくは、以前送付いたしました「KC's の『お問い合わせ』『申入れ』事業における活動方針について」をお読みいただくとともに、ご不明な点はお問い合わせ下さい。

## 記

1. 現在の「スーパー成功者育成講座受講契約書（以下、単に「受講契約書」といいます。）」は、平成23年8月21日施行分で間違いありませんか。
2. 貴社は、これまでに受講契約書を数回改訂されていますが、下記の時期に改訂された受講契約は、いつの時点で全会員に対して周知完了されましたか。
  - (1) 平成23年4月1日付受講契約書
  - (2) 平成23年8月21日付受講契約書
3. 受講契約書の改訂につき、各会員に対する周知方法及び改訂内容の理解度の確認方法についてお伺いします。
  - (1) セミナー出席者に対しては、誰が、どういう場所で、また、どのような方法で周知させていますか。出席者全員に対して一括して、改訂箇所を説明していますか。もしくは、会員一人ずつに対して個別に説明していますか。
  - (2) セミナー欠席者に対しては、どのような方法で周知させていますか。受講契約書の改訂版を郵送等により送付していますか。あるいは、各会員に個別に電話をして通知していますか。
  - (3) 改訂された受講契約書を郵送等により送付した場合、当該受講契約書が各会員に確実に届いたことをどのように確認していますか。
  - (4) 各会員が改訂された内容を理解しているかについて、どのように確認し、また、確認したことをどのような方法で記録もしくは保存していますか。
4. 各会員に対しては、変更箇所だけを記載した書面を提供していますか。もしくは改訂箇所を含む受講契約書を提供していますか。
5. 本年8月21日施行分の受講契約書第3条但書きでは、受講契約の有効期間満了1か月前までに契約各当事者から何らの申し出がない場合は、さらに1年間延長されることと規定されています。

しかし、当会は、貴社の各会員に対しては、受講契約期間終了に際して受講継続の意思を確認する必要があると考えますので、自動的に契約更新とするのではなく、「会員から特に受講継続の意思表示があった場合には、有効期間を1年伸長するものとする」という内容に変更する、もしくは、当該但書きを削除されるのが望ましいと考えますが、貴社の考え方をお聞かせください。

以上